

保 法

ほほうニューズ

保土ヶ谷、旭、瀬谷
2,600社の情報発信

NEWS

11
2024

513号

T | O | P | I | C | S

- 令和7年度の税制改正への提言
- 法人会の各種行事

- 令和7年度税制改正への提言 2~6
- 全国大会・鹿児島／県法連・税制セミナー 7
- 夏期保法セミナー 8
- 租税教室／異業種研修会・名刺情報交換会 9
- 企業見学会／県法連・女性部会連絡協議会セミナー／
県法連・青年部会連絡協議会情報交換会 10
- 税理士からのご案内／新入会員紹介（8～9月入会分） 11
- 行事カレンダー／編集雑記 12

<https://hodogayahojinkai.or.jp/>



公益社団法人
保土ヶ谷法人会





会長
公社・保土ヶ谷法人会
讓原 純孝

法人会 令和7年度税制改正へ提言！
中小企業は
地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

このほど法人会は、令和7年度税制改正で実現を望む税制提言をまとめました。法人会が有史以来70年、毎年欠かさず、税制提言をまとめ、政府はじめ関係諸官庁にその実現を求め続けて参りました。結果、毎年多くが実現をみてきております。

高1285兆円を抱え、国内総生産（GDP）の2.2倍以上にまで膨らみ続けてきています。ここにきて、日銀が17年ぶりに金融緩和政策から一転して利上げに踏み切り、さらなる利上げをも示唆しています。このことは、インフレに対する警戒を要する新たな局面に入ったことを意味するとともに、積み上がった長期債務残高の利

払い費が膨らみ、予算作成時に歳出編成にあたって制限への材料となりつつあります。当然にして、進む少子高齢化を前に、社会保障費への歳出ブレイキになりかねない要素を孕み、財政硬直化を招くことも想定されます。

まさに、根本は借金頼みの慢性的な財政運営は問題であり、財政健全化に向けた財政規律の回復を一刻も早く実現させ、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも、国家的な課題だと認識しています。

このため、法人会は憂国の思いで、財政健全化に向けて、歳出に聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を内外に明示せよと迫っています。

また、歳入においては税財政改革を通じた増収を目指すなどの実効性ある取り組みを速やかに実現するよう求めています。大規模な財政出動となつ

た新型コロナウイルス禍の危機、その危機対応が済んだ後の物価高対策でも新たな補助政策。そのいずれもが国債発行という借金頼みの財政運営が漫然として続けられてきています。

法人会は、昨年度、我が国財成の現状を憂え、負担を曖昧にして歳出を先行実施する財政運営を是正する上で、米国が採用する新しい政策として歳出削減で財源を捻出するか、それができなければ増税で財源を確保するという仕組みの「ペイアズユーゴー原則」が有効だと提唱しました。為政者の確たる責任ある姿勢が財政対応では欠かせないこととは言うまでもありません。

また、法人会は中小企業が経営課題に覆われている現状を憂え、実効ある取り組みを求めています。円安で原材料の高騰、製造原価の高止まり、製品・商品を作るうえにも人手は不足がち、価格転嫁もままならず、消費は伸びず、ゼロ

ゼロ融資返済や人件費が膨らんで固定費は上昇、といった厳しい現状にあります。まさに、重苦に経営は覆われていますと言っても過言ではありません。

法人会は、中小企業が地域経済や雇用の担い手であり、我が国経済の土台であるとの認識の立場に立ち、中小企業に適用される法人税率の軽減税率を本則化することを求め、租税特別措置については公平性・簡素化の観点から廃止を含めた整理合理化を行うよう求めています。

また、中小企業が相続税負担等によって円滑な事業の承継ができなくなることを憂慮し、取引相場のない株式評価の見直しを行うとともに、相続・贈与税の納税猶予制度を拡充することを求めています。

責任ある態度と良識ある姿勢で実現を求めている法人会の税制提言活動に対し、皆様のご理解ご支援を心からお願い申し上げます。

法人会

令和7年度
税制改正提言

「金利のある世界」が到来。 新たな財政再建目標の策定を！

このほど法人会は令和7年度税制改正提言をまとめ、今後、その実現を求め、政府や関係省庁に要望活動を展開していきます。
我が国は世界に類を見ないほどの膨大な長期債務残高を抱え、金利上昇し利払い費が増え、財政の硬直化から予算編成もままならない状況にあります。
法人会は速やかに財政健全化の徹底を図れと強く求めています。
救国の立場に立つ法人会の提言へのご理解ご支援をお願いします。



【第40回全国大会 (10/3)】

紙幅の関係上、抜粋掲載します

税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言える。
ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1、285兆円兆円を突破した。
こうした債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍に

も達する水準である。コロナ禍前から我が国の財政状況は主要先進国の中で最も悪化していたが、今回のコロナ禍を経て、さらに債務残高が増加したことに十分留意する必要がある。
財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要

である。

岸田政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針）によると、基礎的財政収支（プライマリーバランス（PPB））を2025年度に黒字化を目指す方針が明記され、7月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではPBは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やGX（グリーン・トランスフォーメーション）の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。黒字額の見通しも1兆円にも満たない水準であり、財政見直しは決して楽観できる情勢にはない。
歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では税財政改革を通じた増収を目指すなど、実効性の

ある着実な取り組みを求める。

1. 財政健全化に向けて

日本銀行は本年3月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに7月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。

また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。
そうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。
また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
(2) こども・子育て政策（加速プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。岸田政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。
政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財

政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える2040年の社会保障給付費は、22年よりも4割以上増えて190兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。

こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共

助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大(従業員数51人以上)される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。

また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

(1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまでも年金の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライド」の厳格対応や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。

さらに「ジェネリック(後発薬)」の使用割合を全ての都道府県で80%以上に加え「ジェネリックの金額シェア65%以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。

(3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑

問があるほか、公平性確保の点から極めて問題である。

本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

(4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

一般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信任感が極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐるのは、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出していた基金など、15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがない5,400億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証し、今後も運用の適正化を図るべきである。さらに財政投融资(財投)を活用した官民ファンドについても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的

に受け、組織や運営体制などに対する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規律重視の運営に改めるべきである。

こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

(前頁)

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) P D C A サイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81%（令和6年8月現在）に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難い。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証（新規交付・再交付）は令和6年12月2日

に廃止されることとなったものの、令和6年6月現在の利用実績は9.9%にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスをめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。

政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。

そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めな

ければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。

e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウイルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっている。

一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐる先行き不透明感は強まっている。

とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。

円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによ

段のカード普及にもつながる。

国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

取引監視体制の強化が求められる。

必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。

これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽くするための税制優遇や補助金で加点措置の恩恵を受けられる仕組みである。

すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて5万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みと

して推進したい。

価格転嫁をめぐっては従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン（部品の供給網）を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

1. 中小企業の活性化に

資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。

とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。

そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

地方創生の観点からも政府

と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、法人人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。

また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。

なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がるのではないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など

経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。

ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税

制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制について

「中古設備」を含めることを求める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得

価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上

限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資

支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限

となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。

また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者任せにされており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。

また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金

性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。

併せて以下の措置を求める。
① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

法人会税制提言の全文は、
全法連HPをご覧ください

全法連

全国大会 鹿児島

10月3日、第40回となります法人会全国大会鹿児島大会が開催されました。

全体の参加者は、409単位会計1694名となり、当会からは、譲原会長、及び幹部の方々計4名が参加をいたしました。

第一部は、令和7年度へ向けた税制改正の提言が発表されました。この提言は、地域の中小企業の方々が要望する内容について、各県の法人会連合会が吸い上げ、そして全国法人会総連合が纏め上げたもので、今後、令和7年度への税制大綱へ反映すべく、政府・



幹部の皆様

国会議員・地区行政の方々へ税制陳情を行うこととなります。

また、席上で、会員増強表彰式が行われ、当会は前年に対して、5件以上の会員数純増ということで、「優秀賞」を受賞いたしました。

そして、第二部は、ANAホールディングス株式会社代表取締役会長の片野坂真哉（かたのざかしんや）氏を講師としてお招きし、演題「新型コロナウイルスで大打撃を受けた航空業界危機下の経営戦略を語る」として、特別講演を行っていただきました。

片野坂氏は、まさに、コロナ禍で、人々の移動が無くなり閑散とした各空港の苦悩、航空業界が味わったかつてない経験をお話しになりました。そして、その中で、何とか戦略を練り、スタートアップの意向や、飛行機が人でなく各地の名産品やコロナワクチンそのものを運送することで、社会への貢献と支援を言及され、これが経営の立て直しのきっかけとなったそうです。ある意味では、何か法人会の指針と似ている、と感じました。

県法連

税制セミナー

9月24日崎陽軒本店において、税制セミナーが開催され、当会からは譲原会長、及び幹部の方々計10名が参加いたしました。

第一部の研修内容である税制改正提言は、県内18単会の各税制委員会で作成された税制改正要望について、更に、神奈川県法人会連合会が纏め上げ、オーソライズへ向けた概要説明がありました。

そして、第二部は、ジャーナリストの大高未貴（おおたかみき）氏をお招きし、「メディアが伝ええない国際情勢・出来事〜日本人が知るべきユダヤ人の影響力」をテーマに特別講演を行っていただきました。

大高氏は、現在紛争が懸念され、注目されている、チベット、台湾、パレスチナガザ地区、アフガニスタンなど、世界100ヶ国以上を訪れ、各地の要人をインタビューし、これの報道を行った貴重なご経験の持ち主です。

そして、講演の内容は、特に、歴史的に国家を持たず、迫害を受けながら、

世界に散在するユダヤ民族が、各地の資源を確保し、資金力によるロビー活動の展開により、米国との関係を強め、昨今の民族紛争の元となる、中東の地に建国したことに言及されました。

資源を確保する点では日本と似て異なるものがあり、歴史から紐解く大事さをお話しされました。

講演会終了後、懇親会が開催されました。法人会事業を進めるうえで、県内18単位会において、相互の情報交換や、交流、親睦を改めて深めることができ、実りある有意義な時間を過ごすことができました。



ジャーナリスト大高未貴氏による特別講演の様子

事業研修委員会

令和6年度
夏期保法セミナー



譲原会長より夏期保法セミナー開催のご挨拶

9月26日(木)旭区民文化センター「サンハートホール」にて「令和6年度夏期保法セミナー」が開催されました。

夏の暑さが少し和らぎ、おでかけ日和の中、多くの来場者が参加されました。定刻になり、譲原会長より「長年続いているセミナーに参加いただきありがとうございます。皆様にとって、本日のセミナーが楽しいひとときであったらと思います。」とご挨拶がありました。

第1部は保土ヶ谷税務署 野田署長より「国税に関する不服申立制度について」国税不服裁判所の概要」がは

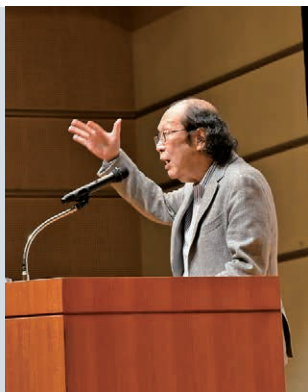


保土ヶ谷税務署 野田署長の講話「国税に関する不服申立制度について」

じまり、昭和45年国税不服審判所の設立のことから、組織についてなどお話しいただきました。国税審判官は非常に重要なポストであり民間専門家から任用され、公正性を保持するため3名以上の国税審判官等で構成、職権による調査の実施や争いになっている点に主眼を置く調査及び、公正な第三者機関であることなど「国税不服審判所の仕組み」をスライドを交えお話ください



金田一秀穂先生の「世界一受けたいおもしろ日本語の授業！」



ました。
15時から第2部「世界一受けたいおもしろ日本語の授業！」がはじまりTV番組などでも活躍の金田一秀穂先生が登場し、和やかに講演がはじまりました。
AIなど新しい技術でことば自体も変化してきていること「ドラえもん」の秘密道具のような翻訳機が開発されたこと日本語(外国語)の勉強が必要なくなりました。「先生が必要



講演後、河原相談役より金田一先生へ花束の贈呈

なくなってしまう困った」「税理士さんもお仕事がなくなってしまうのでは」と語られ、会場で時折笑いが起こる楽しいセミナーが続きました。
「映画では吹き替えと字幕はどちらが好きですか」と金田一先生から質問があり「字幕は人それぞれ感じ取り方で(考える余地がある)感動もひとそれぞれ」とことばの幅広さを説明され「ことば」はコミュニケーションに対しての役割は少なく、それよりも気配のようなものが大切で「人がいることを感じる、コミュニケーションで気配を感じる言葉がなによりいいですね」と話されました。
講演後、河原相談役より感謝のご挨拶と花束の贈呈があり大盛況のうちにセミナーが終了しました。

女性部会

租税教室

小学校の授業の一環としての租税教室のお手伝いも毎年の行事となりました。今年度は全部で4回開催しました。

1回目は5月14日(火)帷子小学校。2回目が6月6日(木)に上川井小学校。3回目が6月25日(火)東希望が丘小学校。そして4回目は夏休みも終わった8月29日(木)に瀬谷小学校。

パワーポイントによるクイズを交えた説明や、DVDでのアニメ上映、1億円レプリカを実際に持つてみるという体験で45分があつと言う間に過ぎて行きます。あらかじめ税金について学んでくれているクラスもあり、税金の種類などをスラスラと答えてくれますがと思つた場面も多々ありました。中でも瀬谷小学校は、今まさに校舎の建て替えをしている最中で、校舎の建設にどれぐらいの費用がかかるのかという質問に自分事として答えてくれたようです。感染症が流行っている時期は1億円を持つてみるという体験をしてみてもなかなか難しかったのですが、今年はやつと気にせず全員が

体験できたのはとても良かったと思います。税金の必要性についてこのように学ぶ場があるのは日本の将来を背負っていく子供たちにとつてとても良い機会であり、女性部会でお手伝いができるのは嬉しい事だと思つています。この学びの成果が「絵はがきコンクールへの参加」という形で表れてくれることを祈ります。



1億円のレプリカを持っているところ 質問に元気に答えているところ

瀬谷第一支部

異業種研修会・名刺情報交換会

9月6日(金)中華レストラン「風の音」に於いて第18回異業種研修会を開催いたしました。

第1部の研修会では講師に孚(まこと)事務所株式会社 代表取締役 飯田吉宏様をお招きし「企業戦略としての経営」従業員の健康が会社の未来をつくる」というテーマで、健康経営の定義として従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す経営手法とし、企業事例を交えながら懇切丁寧に解説していただきました。第2部での名刺・情報交換会では、



講義の様子



名刺・情報交換会の様子

益田支部長のあいさつ

自己紹介・企業紹介など相互の親睦を深めることができ、多くの方々の参加で活気のある時間を過ごしました。

加科 隆正

女性部会

企業見学会・親睦会

ヤクルト湘南化粧品工場では「五感で感じる体感ツアー」として、化粧品のオリジナル成分の体感、販売中の化粧品の体感タイム、工場の化粧品生産ラインの見学また、映像視聴やヤクルト1000などの飲料サービスなど盛り沢山の楽しい約90分でした。

工場見学でのお話や映像解説が大変解りやすかったです。化粧品の体感タイムでは3万円のクリームなどを手の甲に塗らせて頂き、うっとり!!また、フワフワでキメこまやかに泡立った洗顔料の弾力に驚き、日頃のケアを見直す機会になりました。その後、茅ヶ崎甲羅本店にて昼食を取り、旧吉田茂邸に向かいました。見学時には大磯ガイド協会のガイドさんの説明に耳を傾けながら、邸宅内を巡りました。素敵な箇所は数多くありましたが、特に執務をする席から富士山が眺められるようにと設計された窓やテーブル配置には緻密さがうかがえました。驚きと感心で気が付いたら最後のお部屋となっていました。帰りの車中で雨が降り出



1.参加者集合写真
2.昼食の様子
3.旧吉田茂邸での説明の様子

しましたが、二俣川到着時には雨も気になるほどではなく胸をなでおろしておりました。今回お一人で参加下さいました会員さんは集合時は少し不安気なご様子でしたが帰りのバス下車時には「とても楽しかったです。」とニコニコでお話下さいました。あく良かった!!と心の中でガッツポーズ!!私(笑)。今回はご都合がつかず参加されなかった会員さんにも次回お目にかかれることを楽しみにしております。ありがとうございました。

県法連

女性部会 連絡協議会 セミナー

9月12日(木)ローズホテル横浜2階にて、県法連女性部会による連絡協議会セミナーが開催されました。

当会からは、依田部会長を含め4名が参加いたしました。

第一部の講演会の講師は、バラエティ番組でも引っぱりだこの人気のアパホテル株式会社取締役社長の元谷芙美子氏でした。講演内容は、「私が社長です。」と題し、ご講演いただきました。



女性部会員の皆さん / (右上)：元谷芙美子氏の講演

県法連

青年部会 連絡協議会 情報交換会

9月27日(金)ホテルプラム横浜にて県法連青年部会による連絡協議会情報交換会が開催されました。

第一部では県内18法人会青年部会の事例発表がありました。当会からは、土谷部会長を含め8名が参加いたしました。

内容は、『舌筋トレーニング』で役員会の前に舌の体操を行い、幸せな長寿のあり方、しいては幸せな働き方に繋げることについて発表をしました。



中村直純会長のあいさつ

税理士がお手伝い致します

経営者の判断は、年々の税務・経理などに関する法改正等でますます多岐に渡り、一つの判断が経営に大きな影響を与えることも十分有ります。もし以下の様な事でお悩みであれば、税理士にご相談ください。

- 帳簿の付け方・書類の保存方法などに不安がある
- 年末調整の仕方・法定調書の書き方がわからない
- 所得税の確定申告に関して
 - ・土地・建物を売却した/マイホームを購入したので住宅ローン控除を受けたい。
 - ・不動産収入を得るためのアパートを取得した/入院して多額の医療費が発生した。
 - ・株式を売却して損失が出た/満期または解約して保険金を受け取った。
- 相続税・贈与税に関して
 - ・子や孫に住宅資金・教育資金を渡したい/相続対策を考えている。
- 税務署から「お尋ね」が届いた など



東京地方税理士会 保土ヶ谷支部

電話：045-335-4318 HP：<http://hodogaya-net.com>
 メール：info@hodogaya-net.com

東京地方税理士会 保土ヶ谷支部 税理士による

会員限定・無料記帳・税務相談日

11/13 (水)・12/11 (水)・1/8 (水)

時間(各日)：午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分 会場：保土ヶ谷法人会会議室

お申込み

(公社)保土ヶ谷法人会・事務局 TEL：332-4360 FAX：333-5802
<https://www.hodogayahojinkai.or.jp/> * 申込書は HP にございます。
 ※ 1 週間前までにお申込みください



新入会員紹介《8～9月》

支部名	法人名	住所	業種	電話番号
保1	零株	保) 西久保町30-9	マーケティング	
保4	株)田村工業	保) 仏向町1029-2	建設業	342-0484
旭1	株)レッドライン	旭) 上川井町564	小売業(自動車)	050-5277-3005
旭4	株)TK.LCinc	旭) 本村町65-15	サービス業	

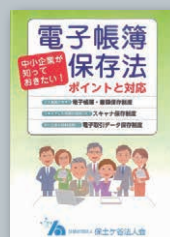
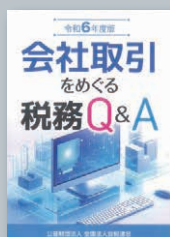
11・12月カレンダー

	日	時	行事等	会場		
11月	7	木	14:00	合同研修会	瀬谷公会堂	★
	8	金	13:30	全国青年の集い・福井大会	サンドーム福井	
	11	月		10月分源泉所得税の納付期限		○
	12	火	15:30	納税表彰式	モンテファーレ	
	13	水	13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室	
	14	木	14:00	年末調整事務研修会	保土ヶ谷公会堂会議室	★
	15	金	10:00	健康セミナー(3B体操)	岩間市民プラザ	★
			13:00	厚生委員会	モンテファーレ	
	22	金	13:30	決算法人研修会	保土ヶ谷税務署 別館3階大会議室	★
26	火	17:00	税理士との連絡協議会	モンテファーレ		
28	木	14:00	新設法人説明会	保土ヶ谷法人会会議室	★	
12月	2	月		9月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市民税) 3月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期		○
	5	木	7:15	ゴルフコンペ	戸塚CC	
	6	金	17:00	ワイン等を楽しむ会	Aday	
	10	火		11月分源泉所得税の納付期限		○
	11	水	13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室	
	16	月	13:30	決算法人研修会	保土ヶ谷税務署 別館3階大会議室	★
	23	月	13:00	チャリティー演奏会	保土ヶ谷公会堂講堂	★
1月	6	月		10月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市民税) 4月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限		○
簿記講習会(全8回) 10月8日(火)、15日(火)、22日(火)、29日(火) 11月5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火) いずれも 14:00～16:30 会場:保土ヶ谷法人会会議室						

★…どなたでもご参加いただけます ○…税務関係の予定

以下の書籍をご希望の方は、事務局までお申し込みください。

すべて
無料



申込用紙はHPにございます。《TOP→法人会の活動→会報・書籍→会報・書籍申込フォーム》

保法ニュース Vol.513

令和6年11月1日発行

発行所：公益社団法人保土ヶ谷法人会

編集：広報委員会

〒240-0023 横浜市保土ヶ谷区岩井町11 ダイアナプラザビル401号

TEL:045-332-4360/FAX:045-333-5802

※ e-Tax ご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16 加入組合等の状況」欄に(公社)保土ヶ谷法人会と入力してください。

この会員証は法人税確定申告書の別表1の欄外にお貼りください。



公益社団法人 保土ヶ谷法人会々員

編 | 集 | 雑 | 記

若いころ草野球チームで活躍をして、それなりに自信もありました。30年ぶりに自動車関連の支部対抗ソフトボール大会に、出場したい思いで練習を始めましたが、バッティング、守備、走りなどイメージしていた動きができない自分に失望、挙句の果てに足はもつれて転倒するありさまで、出場の夢もなくなりました。昔取った杵柄も高齢になるにつれ、出来ない現実を知り寂しさだけが残る、今日この頃です。(佐藤)